令和３年３月１７日　発行

権利擁護サポートセンターだより

第8号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

お知らせ

● ＺＯＯＭオンライン相談を始めました！

昨今のオンライン会議の普及や，新型コロナウイルス感染の状況から，**本会権利擁護サポートセンターでは，新しい相談対応の方法として，ＺＯＯＭでのオンライン相談を始めました。**オンライン相談により，感染症対策をしながら，遠方の方とも顔を合わせ，成年後見制度に関する相談に応じることができます。

オンライン相談をご希望の方は，下記ＵＲＬ又はＱＲコード先の申込みフォームからご希望の日時を選択し，お申し込みください。

ＵＲＬ：https://ws.formzu.net/fgen/S67784456/

● 令和３年度，住民向け学習会を７市町で開催！

今年度，水戸市及び大洗町にて，住民向け学習会を２回実施しましたが，**令和３年度は水戸市，笠間市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町の７か所で開催する予定**です。各学習会の内容については，詳細が決まり次第お伝えさせていただく予定です。

－　令和２年度に開催した学習会の様子　－

水戸市学習会：法定後見制度について説明

大洗町学習会：熱心に聞き入る参加者

なお，令和３年２月 10 日（水）に予定していた「茨城町権利擁護講演会」は，新型コロナウイルス感染対策により，茨城県独自の緊急事態宣言が発令されていたため，中止となりました。

● 成年後見制度利用促進ポータルサイトが開設されました！

平成 29 年３月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では，ご本人の自発的意思の尊重や能力に応じたきめ細やかな対応を図る観点から，施策目標として「保佐・補助及び任意後見の利用促進」が掲げられました。

厚生労働省の成年後見制度利用促進室では，令和３年２月，「保佐・補助及び任意後見の利用促進」に，関連する取り組みの一環として，保佐類型，補助類型や任意後見制度の利用促進等について焦点をあてたポータルサイトを開設しました。全国の市町村，都道府県等の窓口には，平野レミさん，和田明日香さんが制度の利用を呼びかけるポスター及びリーフレットが設置されています。

ポータルサイトは，成年後見制度に関する案内を①本人・家族・地域のみなさま，②後見人等のみなさま，③自治体・中核機関のみなさま，④地域の関係機関のみなさまの４つの対象者別で構成されており，自身の立場から必要な情報を得ることができます。

	掲　載　内　容	備　考
本人・家族・地域のみなさまへ	▶成年後見制度とは ▶成年後見制度の種類 ▶法定後見制度における成年後見人等の選任 ▶後見等事務を適切に行っていただくための仕組み　等	・配布用チラシをダウンロード可能 ・説明動画を掲載
後見人等のみなさまへ	▶成年後見人等の選任と役割 ▶市民後見人について　　等	・説明動画が掲載
自治体・中核機関のみなさまへ	▶自治体・中核機関の取組み事例検索 ▶成年後見制度体制整備研修　　等	・研修資料，講義・演習映像等を掲載
地域の関係機関のみなさまへ	▶医療機関等のみなさまへ ▶介護・障害福祉事業者のみなさまへ ▶金融機関等のみなさまへ	・それぞれに関係している意思決定支援ガイドライン等を掲載

ポータルサイトには，任意後見契約を結んだ方や，法定後見制度の被保佐人，支援者の方々のインタビューで構成された制度説明動画が掲載されており，制度活用までの流れや，メリット及び留意点が，分かりやすく解説されています。近日，「市民後見人の活動編」も公開される予定です。ぜひ，ご活用ください。

● 「死後事務」とは何ですか？

成年後見人等の職務は，基本的には被後見人の判断能力が回復したり，他界した場合に終了し，成年後見人等は原則として，法定代理権の権限を喪失します。しかしながら，実務上，成年被後見人が他界した後も，成年後見人が引き続いて，死後事務を行うことが周囲から期待され，社会通念上これを拒むことが困難であるといわれていました。

『成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律』が平成 28 年 10 月 13 日に施行され，成年被後見人が他界後の①**個々の相続財産の保存に必要な行為**，②**入院費や公共料金等の未払金の支払い**，③**火葬又は埋葬に関する契約の締結**等の一定の範囲の事務を行うことができるとされ，その要件が明確にされました。

○　死後事務を行うための要件

（1）成年後見人が当該事務を行う必要があること
（2）成年被後見人の相続人が相続財産を管理することが出来る状態に至っていないこと
（3）成年後見人が当該事務を行うことにつき，成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないこと

○　成年後見人が行える一定の範囲の死後事務

①個々の相続財産の保存に必要な行為

（具体例）
・相続財産に属する建物に雨漏りがあったため，修繕を行う。

②入院費や公共料金等の支払い

（具体例）
・入院費や施設利用料を支払う。
・公共料金を支払う。

③火葬又は埋葬に関する契約の締結

（具体例）
・遺体の火葬及び納骨に関する契約の締結

④その他相続財産全体の保存に必要な行為

（具体例）
・支払いを行うための成年被後見人名義口座預貯金の払戻し
・成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等の契約の解約

③，④の死後事務を行う際には，家庭裁判所の許可が必要になります。

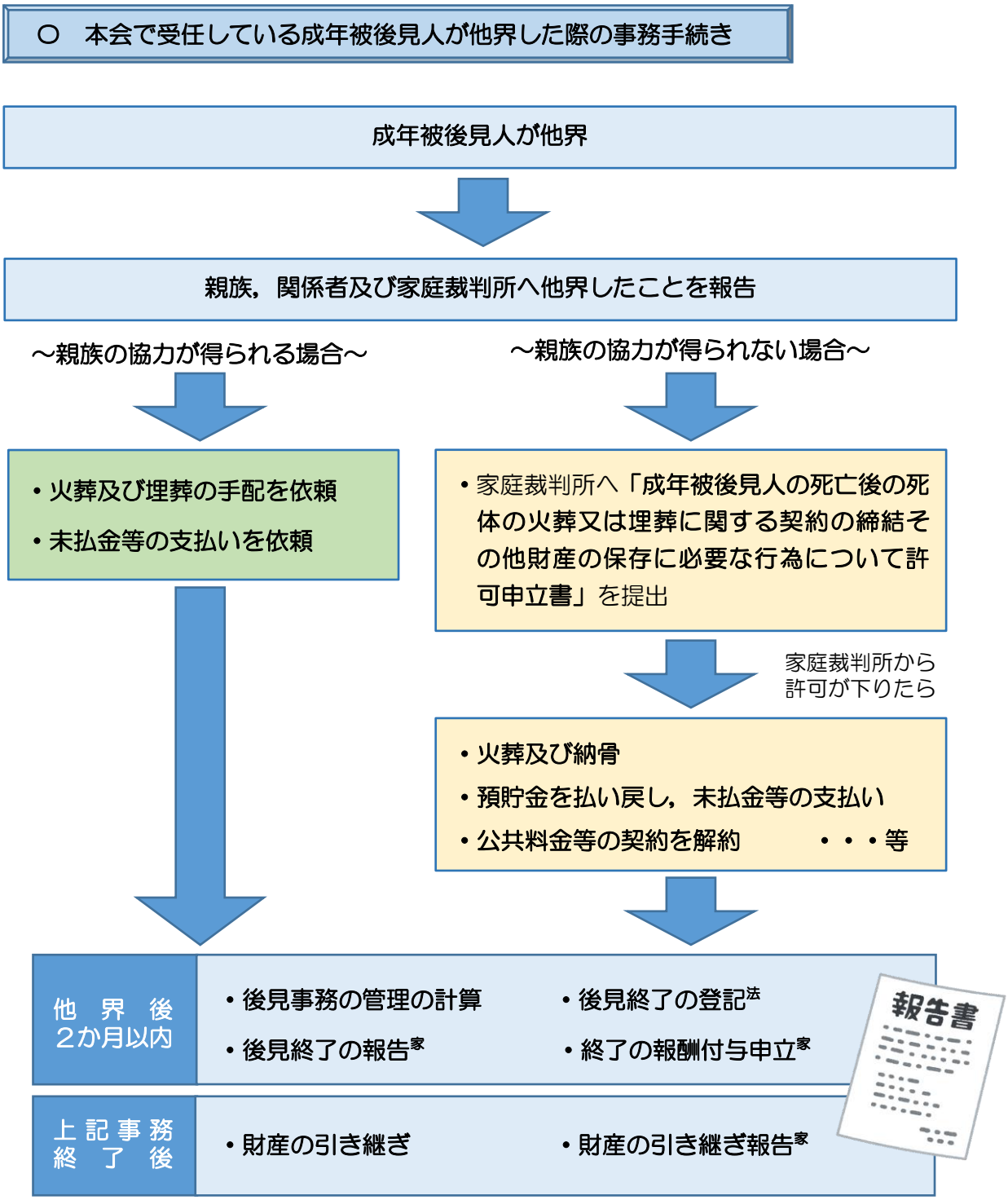

法：東京法務局後見登録課へ提出　　家：管轄の家庭裁判所へ提出及び報告

成年被後見人が他界した際の主な事務は，上記のようになりますが，ケースによっても状況が異なるため，家庭裁判所へ逐一報告し，どのように事務を行えば良いのかを相談しながら進めています。

また，「財産の引き継ぎ」については，基本的に相続人へ行うものですが，相続人が居ない等の場合には，家庭裁判所へ「相続財産管理人の選任申立て」を行い，選任された相続財産管理人へ事務を引き継ぐことがあります。

● 新型コロナウイルスに関連した詐欺にご注意を！

新型コロナウイルスに関連した詐欺が発生しておりますので，身の周りの方や利用者へも注意の呼びかけをするとともに，下記のような不安を感じる電話やＳＭＳが届いた場合やトラブル見舞われた際には，**消費者ホットライン「188（いやや！）」**番へ相談しましょう。

- 「新型コロナワクチンが接種できる。後日全額返金されるので 10 万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた。
- URL が記載され，「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」といった，不審な SMS が届いた。
- 5～6 年前に土産を購入したお店から，「助けてほしい」と言われて魚介類を購入したが，値段に見合わないような商品だった。

●受任状況（県央地域定住自立圏域内）　令和３年２月末日現在

- 法人後見現受任件数 22 件：水戸市社協 １２件，ひたちなか市社協４件，東海村社協６件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	9			9
	笠間市	1			1
	小美玉市	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	4			4
東海村社協	東海村	3	3		6
合計		19	3		22

- 法人後見監督現受任件数１件：水戸市の市民後見人の後見監督１件

発　　行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会　権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚１丁目１番地　電話：０２９－３０９－５００１

E-mail：kenriyougo@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html